

## 南九州市選挙管理委員会告示第 40 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 65 条の 13 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

南九州市選挙管理委員会  
委員長　門園博徳

場所	期間	時間
南九州市役所穎娃庁舎 南九州市穎娃町牧之内 2830 番地	令和 8 年 1 月 28 日から 令和 8 年 2 月 7 日まで (最高裁判所裁判官国民審査については、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 2 月 7 日まで)	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
南九州市役所知覧庁舎 南九州市知覧町郡 6204 番地		
南九州市役所川辺庁舎 南九州市川辺町平山 3234 番地		